

## 第25回 年金積立金管理運用独立行政法人契約監視委員会議事概要

### 1. 日時：

平成 28 年 6 月 15 日（水曜日）

### 2. 審議事項：

契約監視委員会設置規程第 4 条第 1 項第 2 号に基づく審議案件

審議案件 1

- ・平成 27 年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）

契約監視委員会設置規程第 4 条第 1 項第 1 号に基づく審議案件

審議案件 2

- ・平成 28 年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）

契約監視委員会設置規程第 4 条第 2 項第 1 号に基づく審議案件

審議案件 3

- ・前回の調達において一者応札・応募となったもの

契約監視委員会設置規程第 4 条第 2 項第 2 号に基づく審議案件

審議案件 4

- ・新たな随意契約

### 3. 委員（敬称略）：

弁護士

西本 恭彦

公認会計士

新井 佐恵子

年金積立金管理運用独立行政法人監事

吉江 純彦

年金積立金管理運用独立行政法人監事

小宮山 榮

### 4. 議事概要：

審議対象案件の概要について法人より説明を行い、審議事項に係る質疑を行った。

審議の結果、審議案件 1、2 について、点検の上、妥当である旨了承され、審議案件

3、4 について、競争性確保のための改善方策等が妥当である旨了承された。

主な質疑及び意見は以下のとおり。

#### 【審議事項 契約監視委員会設置規程第 4 条第 1 項第 2 号に基づく審議案件】

| 意見・質問  | 回答   |
|--|--|
| <b>【審議案件 1 平成27年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）】</b><br><br>新事務所移転に係る調達はどのように実施したのか。 | 新事務所の賃貸借について一般競争入札（総合評価落札方式）による調達を実施し、複数者の中から選定した。 |
| 事務所借料の二重払い期間を 1 カ月短縮したとのことだが、具体的にはどうしたのか。  | 実施設計期間内での法人内の意思決定を早期化したこと及び工事期間を短縮できたことによる。        |

【審議事項 契約監視委員会設置規程第4条第1項第1号に基づく審議案件】

| 意見・質問   | 回答 |
|---|----|
| <p>【審議案件2 平成28年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）】</p> <p>事務局から、平成28年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）の内容について説明し点検を受け、了承された。</p> |    |

【審議事項 契約監視委員会設置規程第4条第2項第1号に基づく審議案件】

| 意見・質問   | 回答   |
|---|--|
| <p>【審議案件3 前回の調達において一者応札・応募となったもの】</p> <p>給与等計算委託業務については、当法人の条件が厳しかったということか。</p> | <p>当法人は、職員数が少なくスケールメリットが働きにくいこと、給与体系が複雑であること等によるものと思われる。</p> |

【審議事項 契約監視委員会設置規程第4条第2項第2号に基づく審議案件】

| 意見・質問  | 回答   |
|--|--|
| <p>【審議案件4 新たな随意契約】</p> <p>事務所移転関係の契約は、随意契約となるのか。</p> | <p>新事務所における入居に必要な内装工事及び旧事務所の原状回復工事については、賃貸人の指定業者によるものとされている。</p> |
| <p>価格交渉は行っているのか。</p>                                 | <p>価格の適正性についてコンサルタントにチェックさせたうえで、交渉を実施している。</p>                   |

以上

お問い合わせ先

年金積立金管理運用独立行政法人 監事付  
電話 03-3502-4256